

（かじ取り装置）

第13条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ ナックル・アーム、タイロッド、ドラッグ・リンク又はセクタ・アーム等のかじ取りリンクに損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれのあるもの

ロ 前号各部の取付部に、著しいがた又は割ピンの脱落があるもの

ハ かじ取ハンドルに著しいがたがあるもの又は取付部に緩みがあるもの

ニ かじ取フォークに損傷があるもの

ホ ギヤ・ボックスに著しい油漏れがあるもの又は他の部分との接触により著しい油漏れが生じるおそれがあるもの若しくは取付部に緩みがあるもの

ヘ かじ取装置のダスト・ブーツに損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じるおそれがあるもの

ト パワ・ステアリング装置に著しい油漏れがあるもの又は他の部分との接触により著しい油漏れが生じるおそれがあるもの若しくは取付部に緩みがあるもの

チ パワ・ステアリング装置のベルトに著しい緩み若しくは損傷があるもの又は他の部分との接触により損傷が生じる恐れがあるもの

リ 四輪以上の自動車のかじ取車輪をサイドスリップ・テストを用いて測定した場合の横すべり量が、走行1mについて5mmを超えるもの。ただし、その輪数が4輪以上の自動車のかじ取り車輪をサイドスリップ・テストを用いて計測した場合に自動車製作者等が指定する横滑り量の範囲内にある場合にあっては、この限りでない。

二 かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く。）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が4,700kg以上であるものは、この基準に適合しないものとする。

三 かじ取装置は、かじ取時に車枠、フェンダ等自動車の他の部分と接触しないこと。

四 かじ取ハンドルの回転角度とかじ取車輪のかじ取角度との関係は、左右について著しい相異がないこと。

五 かじ取りハンドルの操だ力は、左右について著しい相異がないこと。

六 車室内に露出したステアリングジョイントその他これに類する装置は、衣服等をかみ込むおそれのない構造であること。

2 かじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第11条第2項の告示で定める基準は、別添6「衝撃吸収式かじ取装置の技術基準」とする。